

岩見沢市農産加工施設条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

施設の維持費である人件費、原材料、電気料金等の価格高騰に対応するため、将来に渡り施設が利用できるよう使用料の引き上げを行う。

第2 改正の内容

毛陽農産加工実習体験センター及び北村農産加工研究センターの使用料について従来の使用料から約150%に引き上げる。

第3 施行期日

令和8年4月1日

岩見沢市条例第64号

岩見沢市農産加工施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市農産加工施設条例の一部を改正する条例

岩見沢市農産加工施設条例（平成6年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「250円」を「370円」に、「200円」を「300円」に、「300円」を「450円」に、「2,080円」を「3,120円」に、「1,030円」を「1,540円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の岩見沢市農産加工施設条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。